

# 愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業について

防災安全局防災部防災危機管理課  
 防災拠点推進室  
 内線 5455・2524  
 (ダイヤル)052-954-7478

## ① 愛知県基幹的広域防災拠点とは

災害時における拠点指揮運用機能を確保するとともに、緊急消防援助隊、自衛隊等のベースキャンプ用地や、支援物資の受け入れ、県内全域への供給に必要な物資ターミナルを設けることにより県内全域の災害応急活動を後方支援する機能を確保する。

平常時は消防学校と公園として利用する。消防学校では、消防職員等育成の他、地域の防災教育・人材育成等に活用し、公園では、運動施設等の他、イベント開催、防災ビジネス等に活用する。

### 【災害時】愛知県全域を対象とした「後方支援機能」を確保

- 拠点指揮運用機能として「24時間危機管理体制」
- 「支援部隊」のベースキャンプ機能
- 「支援物資」の集積・中継・分配機能
- 中部圏の「基幹的な拠点」としても貢献

### 【平常時】人材育成、地域活性化・地域の賑わいの創出

- 消防職員等育成、地域の防災教育・人材育成、防災・減災の普及・啓発
- 愛知県・名古屋市の「消防学校の共同設置」を検討
- 公園、運動施設等
- イベント開催、スタートアップなどが取り組む防災ビジネス等

## ② 拠点概要

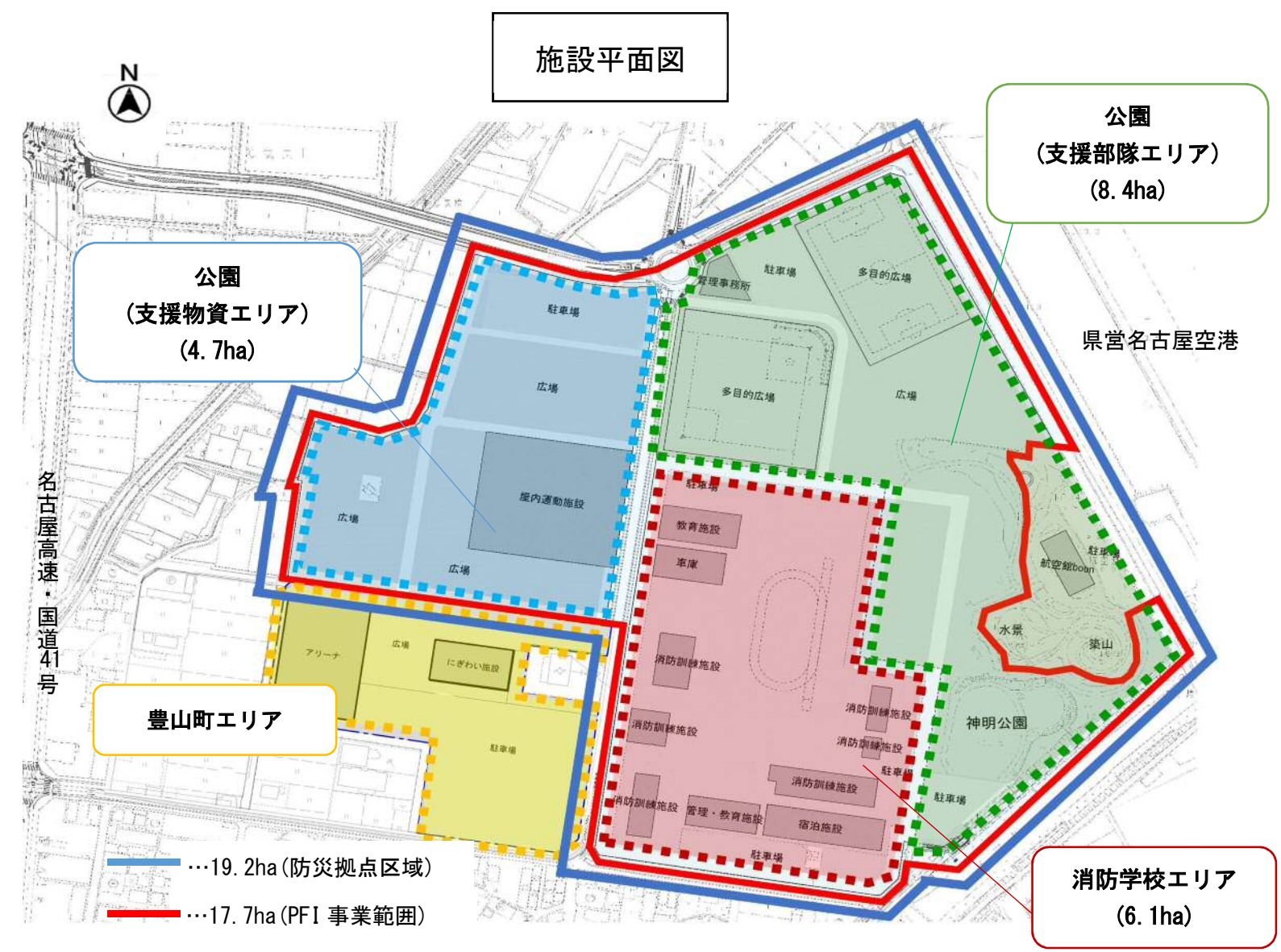
- 整備場所  
豊山町青山地区
- 規模  
防災拠点区域：19.2ha（右図、青枠のとおり）

## ③ 事業方式

- PFI方式（BT+コンセッション方式）  
 施設的设计・建設後、県に施設の所有権を移転。（BT（Build Transfer）維持管理・運営では、公共施設等運営権を民間事業者を設定（コンセッション方式）することで、自由度の高い運営を実現する。  
 なお、維持管理・運営で発生する費用について県が一定額を負担（混合型）
- 事業予定地及び対象施設  
17.7ha（右図、赤枠のとおり）、消防学校施設及び公園施設
- 事業期間  
 設計・建設：2023年度～2025年度（約3年）  
 維持管理・運営：2026年度～2045年度（20年）
- 運営権対価  
入札説明書等公表時に示す。
- その他  
地域企業参画の仕組み等  
を検討

## ④ 9月定例県議会への提案

- 債務負担行為の補正予算 18,718,344千円（2023年度～2045年度）  
 （施設整備費 約157億円、維持管理・運営費 約30億円）
- 実施方針に関する条例  
 【内容】
  - ・民間事業者の選定の手続（第2条）  
知事への申請手続、民間事業者の選定基準
  - ・公共施設等運営権者が行う公共施設等の運営等の基準（第3条）  
不当な差別的取扱いをしない、個人情報適切に取り扱うこと等
  - ・公共施設等運営権者が行う業務の範囲（第4条）  
施設を利用させること等の運営業務
  - ・利用料金に関する事項（第5条）  
利用料金の定め方、利用料金の額の公表方法



- ### 【参考】
- 全体事業費（施設整備費及び用地・造成費等）  
約350億円→約330億円（ほかに関連(河川・道路)事業費約100億円）
  - 施設整備、維持管理・運営及びSPC経費などを含めるとVFM効果は約5%と見込まれる。

⑤ スケジュール等

○経過

2021年11月 基本構想・計画の公表  
 2022年2月 用地測量業務契約締結  
 2022年3月 アドバイザリー契約締結  
 2022年4月 都市計画決定（豊山町決定）

○今後のスケジュール

| 項目/年度      | R4/2022 |                        |                 |                            |                 |                     |    |   |   |   | R5/2023          | R6/2024  | R7/2025   | R8/2026~R27/2045 |                |
|------------|---------|------------------------|-----------------|----------------------------|-----------------|---------------------|----|---|---|---|------------------|----------|-----------|------------------|----------------|
|            | 4~6     | 7                      | 8               | 9                          | 10              | 11                  | 12 | 1 | 2 | 3 |                  |          |           |                  |                |
| PFI事業      |         |                        | 基本的な<br>考え方公表 ○ | 議会 ●<br>・債務負担行為<br>・実施方針条例 | ○<br>実施方針<br>公表 | ○<br>特定事業選定<br>入札公告 |    |   |   |   | ○<br>提案書<br>受付締切 | ○<br>本契約 | 設計・建設工事 → |                  | ★<br>維持管理・運営 → |
| 用地取得<br>関係 | 用地測量    | ○ 7/11~7/31境界立会<br>説明会 |                 |                            |                 |                     |    |   |   |   |                  |          |           |                  |                |
|            | 土地評価    | 用地等交渉(金額提示・契約)         |                 |                            |                 |                     |    |   |   |   |                  |          |           |                  |                |
|            | 物件調査    |                        |                 |                            |                 |                     |    |   |   |   |                  |          |           |                  |                |
| 土地造成等      |         |                        |                 | 設計                         |                 |                     |    |   |   |   | 工事               |          |           |                  |                |
| 関連事業       | 道路      |                        |                 |                            |                 |                     |    |   |   |   | 工事               |          |           |                  |                |
|            | 河川      |                        |                 |                            |                 |                     |    |   |   |   | 工事               |          |           |                  |                |

⑥ 関連措置

基本的な考え方の公表（別紙のとおり）

- 実施方針（※）の公表に先立ち、県の考え方を整理したものであり、本事業の実施を周知するとともに、広く内容について民間事業者からの意見を募ることを目的。  
 （※）事業の内容や事業者の選定方法を定めたもの。PFI法により、事業者の募集に先立って公表することとされている。

「基本的な考え方」は、実施方針（※1）の公表に先立ち、県の考え方を整理したものであり、本事業の実施を周知するとともに、広く内容について民間事業者から意見を募ることを目的としている。

○県は、行政機関・事業者団体・地域団体・ボランティア団体などの様々な主体と連携してこの地域の防災力向上に取り組み、進化し持続的に発展する防災協働社会を目指して、下記に掲げるコンセプトにより、愛知県基幹的広域防災拠点の整備を進めていく。

【コンセプト】

大規模災害時に後方支援を担う防災拠点の確保

消防職員等への消防教育、訓練の実施

防災・減災の普及・啓発及び防災・減災活動を実践する人材の育成

防災ビジネス・スタートアップの促進

地域活性化・地域の賑わいの創出

○愛知県基幹的広域防災拠点整備等の実施にあたっては、PFI 法に基づき、事業者が自らの提案をもとに設計・建設を行った後、県に所有権を移転する方式（BT 方式）（※2）により実施することを想定している。

また、維持管理・運営については、県が事業者に対して、その一定額を負担するコンセッション方式（※3）の導入を想定している。

1 事業の概要

(1) 事業の方式

- ・ PFI 法に基づく、BT+コンセッション方式

(2) 事業予定地

- ・ 名古屋空港と名古屋高速のダブルアクセスが可能な「豊山町青山地区」
- ・ 約 17.7ha（神明公園の一部（航空館 boon、築山、水景等（1.5ha）は改変せず事業範囲の対象外）

(3) 対象施設

- ・ 消防学校施設
- ・ 公園施設

(4) 事業期間

- ・ 設計・建設期間 2023 年度～2025 年度（3 年程度）
- ・ 維持管理・運営期間 2026 年度～（20 年）

(5) 事業範囲

- ・ 施設の設計、建設（なお、建設については、消防学校施設、公園施設のうち公園管理事務所及び屋内運動施設に限る。）
- ・ 施設の維持管理
- ・ 施設の運営

(6) 費用負担の範囲

- ・ 設計・建設に係る費用は、約 157 億円と想定している。
- ・ 運営及び維持管理について、県が定める上限額の範囲内において、県による負担総額及び各年度の負担額を提案書類において提案しなければならない。なお、県が定める負担総額の上限額は約 30 億円を想定している。

(7) インセンティブ

- ・ 事業者の創意工夫によって生じる収入増及び経費節減による支出減については、原則として事業者に帰属する。
- ・ ただし、事業者が提案した収支計画を各年度の実績額が上回った場合には、提案書類における事業者の提案に基づきその超過額の一部を県に還元することを想定している。

(8) 運営権対価

- ・ 運営権対価は、今後、入札説明書等公表時において示す。

(9) ガバナンス

- ・ 県及び事業者の双方による本事業のガバナンスの枠組を構築する予定である。

2 事業者の募集・選定等

(1) 募集・選定方法

- ・ 事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価する、総合評価一般競争入札方式の採用を想定している。

(2) 応募者等の構成

- ・ 「応募企業」又は複数の企業によって構成される企業グループ「応募グループ」により設立された特別目的会社（SPC）を想定している。

3 今後の予定

| 時 期             | 内 容                      |
|-----------------|--------------------------|
| 2022 年度～2023 年度 | 実施方針の策定・公表、PFI 事業者の募集・選定 |
|                 | 事業用地の取得、土地造成             |
| 2023 年度～2025 年度 | 設計・建設                    |
| 2026 年度         | 供用開始予定                   |

- ・ 事業契約締結後、県は用地引渡しに関する計画を、事業者は設計・建設に関する計画をそれぞれ定め、県による用地買収等の進捗に応じて、あらかじめ事業契約に定めた計画の調整の枠組みに従って、2025 年度末に向けて事業者は業務を遂行することを想定している。

※1 実施方針：事業内容や事業者の選定方法を定めるもの。PFI 法により、事業者の募集に先立って公表することとされている。

※2 BT 方式：事業者が自らの提案をもとに設計、建設を行った後、県に所有権を移転する方式。PFI 法の一事業方式。

※3 コンセッション（公共施設等運営権）方式：PFI 法に基づき、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式。なお、維持管理・運営について県が一定額を負担する（混合型）。